

さいたま市緑区選挙管理委員会告示第24号

令和2年11月13日さいたま市緑区選挙管理委員会告示第19号を次のとおり変更した。

令和7年6月11日

さいたま市緑区選挙管理委員長 花岡 能理雄

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあつては「変更部分」と、変更後の欄にあつては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に改める。
- (2) 変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。
- (3) 変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変 更 後		変 更 前	
投票区	投票区の区域	投票区	投票区の区域
第3投票区	大字大崎、大字南部領辻 1 番地から 3979 番地まで、大字中野田 669 番地から 1048 番地 5 まで、大字中野田 1059 番地から 1153 番地まで、大字中野田 1155 番地から 1157 番地まで、 <u>大字中野田 1163 番地 1</u> 、大字中野田 1312 番地から 1325 番地まで、大字中野田 1349 番地から 1370 番地まで、大字上野田、大字高畑 545 番地から 655 番地まで、大字高畑 742 番地から 1091 番地まで、大字代山、大字寺山、大字大門 1956 番地 5 から 1957 番地 1 まで、大字大門 1972 番地から 2377 番地まで、大字大門 2387 番地及び大字玄蕃新田	第3投票区	大字大崎、大字南部領辻 1 番地から 3979 番地まで、大字中野田 669 番地から 1048 番地 5 まで、大字中野田 1059 番地から 1153 番地まで、大字中野田 1155 番地から 1157 番地まで、大字中野田 1312 番地から 1325 番地まで、大字中野田 1349 番地から 1370 番地まで、大字上野田、大字高畑 545 番地から 655 番地まで、大字高畑 742 番地から 1091 番地まで、大字代山、大字寺山、大字大門 1956 番地 5 から 1957 番地 1 まで、大字大門 1972 番地から 2377 番地まで、大字大門 2387 番地及び大字玄蕃新田

附 則

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。